

■ 下水道等使用料について ■

下水道等施設は、昼夜連続して常にみなさんの快適な暮らしをささえるために働き続けています。下水道等使用料は、これらの施設を点検・維持管理し、十分な機能を発揮させるために使われます。

みなさんの大切な財産である下水道等をいつまでも大切に守っていくためにも、ご理解とご協力をお願いします。

令和7(2025)年4月1日から下水道等使用料を改定します。令和7(2025)年3月31日以前から引き続き下水道等を使用している方は、6月検針分(7月請求)より改定後の下水道等使用料になります。

■下水道等使用料■ (令和7(2025)年4月1日下水道等使用料改定版)

項目	1か月		2か月	
	排水量	金額	排水量	金額
基本使用料	—	950円	—	1,900円
従量使用料 (1㎡につき)	5㎡まで	10円	10㎡まで	10円
	5㎡を超え10㎡まで	20円	10㎡を超え20㎡まで	20円
	10㎡を超え20㎡まで	105円	20㎡を超え40㎡まで	105円
	20㎡を超え30㎡まで	115円	40㎡を超え60㎡まで	115円
	30㎡を超え50㎡まで	125円	60㎡を超え100㎡まで	125円
	50㎡を超え100㎡まで	145円	100㎡を超え200㎡まで	145円
	100㎡を超え300㎡まで	170円	200㎡を超え600㎡まで	170円
	300㎡を超え500㎡まで	205円	600㎡を超え1,000㎡まで	205円
500㎡を超えるもの	210円	1,000㎡を超えるもの	210円	

※上記の表には、消費税相当額は含まれておりません。

■使用料計算方法■

使用水量に応じて上記使用料表により
2か月毎に計算します。

$$\text{下水道等使用料} = (\text{基本使用料} + \text{従量使用料}) \times 110 / 100$$

※使用料計算例(2か月の排水量が72㎡の場合)

基本使用料	⇒			1,900円
従量使用料	⇒	10㎡まで	(10㎡×10円)	= 100円
		10㎡を超え20㎡まで	(10㎡×20円)	= 200円
		20㎡を超え40㎡まで	(20㎡×105円)	= 2,100円
		40㎡を超え60㎡まで	(20㎡×115円)	= 2,300円
		60㎡を超え100㎡まで	(12㎡×125円)	= 1,500円
		計		= 8,100円
		(消費税相当額計算)	8,100円×110/100	= 8,910円

■使用水別の算定方法■ (2か月分)

(1) 水道水のみ使用の場合 ⇒ 水道水使用水量

(2) 井戸水使用の場合

- ①家庭用 ⇒ 20㎡ + (世帯人数 - 1) × 8㎡
②家庭用以外 ⇒ 計量装置等により排水量を認定

(3) 水道水と井戸水を併用する場合

- ①家庭用 ⇒ 水道水使用水量 + 上記の(2)①で算定した水量の1/2
②家庭用以外 ⇒ 水道水使用水量 + 上記の(2)②で算定した水量

■ 下水道等使用料早見表:消費税相当額込[2カ月分] ■

排水量 (m ³)	使用料 (円)	排水量 (m ³)	使用料 (円)	排水量 (m ³)	使用料 (円)	排水量 (m ³)	使用料 (円)	排水量 (m ³)	使用料 (円)
1	2,101	26	3,113	51	6,121	76	9,460	110	14,355
2	2,112	27	3,228	52	6,248	77	9,597	120	15,950
3	2,123	28	3,344	53	6,374	78	9,735	130	17,545
4	2,134	29	3,459	54	6,501	79	9,872	140	19,140
5	2,145	30	3,575	55	6,627	80	10,010	150	20,735
6	2,156	31	3,690	56	6,754	81	10,147	160	22,330
7	2,167	32	3,806	57	6,880	82	10,285	170	23,925
8	2,178	33	3,921	58	7,007	83	10,422	180	25,520
9	2,189	34	4,037	59	7,133	84	10,560	190	27,115
10	2,200	35	4,152	60	7,260	85	10,697	200	28,710
11	2,222	36	4,268	61	7,397	86	10,835	300	47,410
12	2,244	37	4,383	62	7,535	87	10,972	400	66,110
13	2,266	38	4,499	63	7,672	88	11,110	500	84,810
14	2,288	39	4,614	64	7,810	89	11,247	600	103,510
15	2,310	40	4,730	65	7,947	90	11,385	700	126,060
16	2,332	41	4,856	66	8,085	91	11,522	800	148,610
17	2,354	42	4,983	67	8,222	92	11,660	900	171,160
18	2,376	43	5,109	68	8,360	93	11,797	1,000	193,710
19	2,398	44	5,236	69	8,497	94	11,935	5,000	1,117,710
20	2,420	45	5,362	70	8,635	95	12,072	10,000	2,272,710
21	2,535	46	5,489	71	8,772	96	12,210	早見表にない排水量の場合は、表面の使用料計算方法を参考に計算してください。	
22	2,651	47	5,615	72	8,910	97	12,347		
23	2,766	48	5,742	73	9,047	98	12,485		
24	2,882	49	5,868	74	9,185	99	12,622		
25	2,997	50	5,995	75	9,322	100	12,760		

■ 使用料の支払い方法 ■

水道水のみ使用の方および水道水と井戸水併用の方は、愛知中部水道企業団が発行します水道料金の納付書に下水道等使用料が記載されておりますので、水道料金と一緒に納めていただけます。

井戸水のみ使用の方も、愛知中部水道企業団から発行されます納付書により納めていただけます。

いずれの場合も口座振替ができますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

※口座振替の依頼書(水道料金)は金融機関に備えてあります。

現在納付書の方が、口座振替に変更されますと自動的に下水道等使用料も口座振替になります。

なお、口座振替による口座番号の指定は、水道料金、下水道等使用料を別々にすることはできません。

下水道等使用料についてのお問い合わせは
みよし市役所 下水道課 まで
☎(0561)32-8022(直通)